

活動費・資機材購入 補助金申請マニュアル

◆補助金申請の方法

1. 活動計画を策定

- ・各年度の活動計画を協議し、防災訓練実施計画や、購入する資機材を決定。

2. 補助金交付申請書の提出

●提出書類

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 購入予定資機材見積書の写し（販売店の見積書）

※活動計画に沿って交付申請書を提出

- ・活動計画に基づき、活動予定日、内容、収支などを様式に記入。
- ・金額の根拠となる見積書も併せて提出

- ・提出後、市から「交付決定通知書」を交付。

※資機材の購入、活動の実施は決定通知書が交付されてから行うこと。

3. 活動実施

- ・活動計画に沿って訓練の実施や資機材を購入。
- ・活動実施、資機材購入後、すみやかに実績報告書の提出をお願いします。

4. 補助金実績報告書および請求書の提出

●提出書類

- ☐ 補助金実績報告書
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 購入した資機材の写真、活動記録写真
- ☐ 請求書
- ☐ 通帳の写し（表紙と中面1ページ目）

・報告書及び請求書の提出

領収書の写し、活動記録写真、通帳の写し、など添付書類が多いので要チェック。

※通帳の名義人は要確認。名義人が代表以外の時は委任状に署名が必要です。

5. 完了

- ・実績報告書提出後、およそ1カ月で指定の口座に入金されます。

- ・交付決定通知書が交付された後に、大幅な事業の変更（購入予定品の変更、交付決定額から20%以上の増額または減額）があった際は「補助金交付変更（中止）申請書」の提出が必要です。
- ・令和7年度自主防補助金の対象となる事業はその年度内に実施された事業です。前年度にさかのぼった申請や次年度から前倒しの申請はできません。
- ・交付申請書提出から実績報告書の提出まで、年度内に完了するように余裕をもって提出をお願いします。
- ・不明な点などありましたら防災危機管理課（82-8004）までお問い合わせください。